第４章　基本目標ごとの取組み

1. 基本目標１　お互いに支えあう　つながりづくり
2. 基本目標２　地域福祉を支える　ひとづくり
3. 基本目標３　地域でともに生きる　環境づくり
4. 基本目標４　誰もが安心して暮らせる　まちづくり
5. 計画の体系

【基本目標１】お互いに支えあう つながりづくり

１　現状と課題

- 自治区を中心とした見守りネットワーク「小地域福祉ネットワーク」が、地域の事業者などを加え「お互いさま命のネットワーク」となり、重層的な見守り活動を支援しています。
- 自治区の加入率は、平成 27 年１月末現在で 85.5%となっています。他自治体と比べると高い率となっていますが、低下傾向にあります。特に若い人の加入率が低く、近所づきあいもあいさつ程度と希薄化しています。
- ふれあいサロンは、地域の交流の場の一つとなっていますが、参加者の固定化や世代間交流が行われていないなどの課題があります。
- 住民意識調査では、日常生活の問題解決の方法は、自助や互助、共助で、と考えている人が多く、助けあいの意識が高いことが分かります。
- 施設アンケート調査では、約６割の施設において地域での社会貢献活動が実施されていますが、住民が求める活動と施設側が考えている活動との間には相違が生じています。事業者と地域、行政が連携して取り組める仕組みづくりが課題となっています。
- みんなで考え、みんなでつくり、みんながつながる地域づくりを進めるため、平成 29 年５月から、「話し合いの場」を開催しています。
- 「お互いさま」という関係性をつくり、お互いを認めあいながら、それぞれの役割を果たす地域にするためには、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行っていくことが求められています。

2　今後の取組み

（１）お互いさま命のネットワークの強化

具体的な取組み

- お互いさま命のネットワークの推進
- 自治区の加入促進

本人や家族が取り組むこと

- 日頃から、隣近所でのあいさつや声かけをします。
- 自治区に加入し、見守り活動や地域行事に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 自治区役員などと民生委員・児童委員が連携して地域での見守り活動に取り組みます。
- 自治区の活動を積極的に PR し、自治区への加入促進を図ります。

事業者が取り組むこと

- 地域に根差した事業者として、自治区と連携した取組みを進めます。
- 見守り協力機関となり、業務の中で見守り活動や安否確認に協力します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- すべての自治区でのネットワーク活動を推進・支援し、緊急時には地域・行政と連携して迅速に対応します。
- 見守り協力機関の拡大を図り、さらに重層的な見守り体制づくりに努めます。

町（行政）が取り組むこと

- お互いさま命のネットワーク活動を支援し、地域の見守り支援体制を強化します。
- 自治区への加入を促進するため、転入者への加入案内や集合住宅への働きかけなどを行い、地域での互助機能を支援します。

コラム　見守り活動（お互いさま命のネットワーク）

自治区での見守り活動や声かけ、支えあいを基盤として、見守り協力機関（協定を結んだ民間事業者など）が業務の中で気づいた情報を共有するなど、重層的な見守り体制の構築を目指した取組みです。住民同士の地道な取組みが、日々の暮らしに安心感を生んでいます。

▲温かい声かけが、安心感を生む

（２） ふれあい交流活動の充実

具体的な取組み
- ふれあいサロンの推進
- ふれあい交流事業の充実
- 世代間交流の充実

本人や家族が取り組むこと

- 自治区で開催されるふれあいサロンなどの地域福祉活動に参加し、積極的に協力します。
- 子ども会や老人クラブなど地域の交流の場に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 地域の人が気軽に集まれる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進します。
- 世代間交流などの機会をつくり、多くの人の参加を呼びかけます。

事業者が取り組むこと

- ふれあいサロンなどの地域活動に、事業者の場所や人材、資機材などを提供します。
- 地域の一員として、地域と事業者がお互いに理解や交流を深めるための機会をつくります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防などを目的とした「ふれあいサロン活動」を推進・支援します。
- 障害のある人の交流事業を見直し、様々な立場の人がさらに広い範囲で交流できる事業に取り組みます。

町（行政）が取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロン活動を支援します。
- 子どもから大人まで多世代による交流活動を支援します。

コラム　ふれあいサロン活動

ふれあいサロン活動は、自治区を単位として、高齢者などが気軽に公民館などに集まり、健康チェックやレクリエーションなどを通した「楽しく集まれる場」「ふれあい交流の場」「仲間づくりの場」を目的とした活動です。対象者は高齢者に限らず、子ども会との世代間交流を目的とした取組みも増えています。

▲地域の居場所は世代間交流の場にも

（３） 地域の多様な支えあいの促進

具体的な取組み

- 地域コミュニティ活動の推進
- 生活支援体制の構築
- 地域での健康づくり・介護予防活動の推進
- 分野を超えた連携の推進

本人や家族が取り組むこと

- 日頃から地域活動に積極的に関心を持ち、自分にできる範囲で地域に貢献します。
- 規則正しい生活や適度な運動を行い、健康な毎日を送ることを心がけます。

地域が取り組むこと

- 互いに理解しあい、地域の困りごとについて、まずは地域で解決できる方法を考え、協力します。
- 有償ボランティアやコミュニティビジネス※を活用した手法により、地域の抱える課題の解決に向けた取組みを検討します。
- 地域の公民館で、様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会をつくります。

事業者が取り組むこと

- 地域活動に対して、場所や人材、資機材などでの協力とともに、従業員も積極的に参加します。
- 事業者同士や事業者と地域など、分野を超えた連携を検討します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民主体の助けあいや、地域と事業者の連携など、公的サービスでは困難な助けあいを推進・支援します。
- 本人、地域、事業者をつなぐ生活支援コーディネーターとしての役割を担います。
- 町内の社会福祉法人などとのネットワークを構築します。

町（行政）が取り組むこと

- 地域のコミュニティ活動を中心とした住民自治を促進します。
- 「話し合いの場」などを活用し、生活支援体制を構築するための仕組みづくりを進めます。
- 健康寿命を延ばすため、地域の身近な場所での健康づくり・介護予防活動を推進します。
- 農業と福祉、産業と福祉など、関係する分野の橋渡しに積極的に取り組みます。

コラム　話し合いの場

「みんなで考え、みんなでつくり、みんながつながる地域づくり」をテーマに、地域での助けあいや支えあいについて自由に意見を交換しながらアイデアを出しあい、それらを具体的に実現するための場です。地域と事業者が同じ机を囲んで地域の課題を共有し、新たな助けあいに取り組んでいます。

▲地域と事業者が同じ机を囲み、考える

３　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
お互いさま命のネットワーク活動における「見守り協力機関」の事業者数	28 機関	55 機関
ふれあいサロン実施回数 （１自治区あたりの平均）	7.3 回	10 回
自治区加入率	（注） 85.5%	85.5%
【住民意識調査】 ご近所づきあいの程度について「困ったときに助けあえる人がいる」人の割合	22.8%	30.0%

（注）平成 27 年１月末現在

【基本目標２】地域福祉を支える ひとづくり

１　現状と課題

- 学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール※を全国でも早くからすべての小中学校に設置し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めています。
- 他人への思いやりや優しい心を育むことを目的として、町内の小中学校と連携し、福祉に関する授業や福祉体験講座を実施しています。
- 認知症を正しく理解し、本人や家族を地域であたたかく見守り、支えるため、認知症サポーター※の養成を行っています。
- 障害のある人や障害に対する住民の認識や理解を深めるため、啓発や広報活動を行っていますが、差別や偏見は解消されておらず、十分とは言えない状況です。
- 少子高齢化が進む中、地域における支えあいの必要性は高まっていますが、地域の世話役となる人材不足が課題となっています。
- 福祉大学や公民館講座などで継続的に人材育成の取組みを行ってきましたが、ボランティアの高齢化や後継者不足などが課題となっています。
- 住民アンケート調査では、約６割の人にボランティアへの参加の経験や意向がありますが、現在、ボランティア活動をしている人は約１割強となっています。
- 元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手として期待されています。
- 平成 25 年４月に地域交流センター内にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体や個人への支援を行っていますが、十分にコーディネート機能が果たされていない状況です。
- 住民と行政の協働を推進することを大きな目的とし、ボランティア活動を始める「きっかけ」づくり、また継続的に活動されている人への感謝の気持ちを町から還元するための仕組みとして、平成 28 年 10 月から福祉ボランティアポイント制度を実施しています。
- 今後も、住民福祉を醸成する取組みを継続的に実施するとともに、一人でも多くの住民がボランティア活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 地域活動のリーダー及びコーディネートする人材の育成が求められています。

２　今後の取組み

（１）福祉のこころを育む意識の醸成と啓発

具体的な取組み

- 地域と学校の連携体制の推進
- 福祉教育の推進
- 認知症への理解の促進
- 障害のある人への差別解消の推進

本人や家族が取り組むこと

- 福祉に関する学習会や講座に積極的に参加します。
- 高齢者や障害のある人のことを正しく理解し、積極的に手助けします。

地域が取り組むこと

- 地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えます。
- すべての人に地域行事への参加を呼びかけ、出会いを通して、互いに理解できる関係づくりに努めます。
- ふれあいサロンなどを活用し、地域で福祉について学ぶ機会をつくります。

事業者が取り組むこと

- 学校での福祉教育や地域での学びの機会づくりに協力し、福祉意識の醸成を支援します。
- 障害のある人への合理的配慮※に努めます。地域で福祉について学ぶ機会をつくります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 学校や地域と連携し、子どもたちから大人まで対象に応じた福祉教育を実施します。
- 認知症サポーター※養成講座を推進し、正しい理解を広めます。

町（行政）が取り組むこと

- 学校、家庭、地域が連携し、地域の子は地域で育てることを基本とした学校運営を推進します。
- 認知症や障害のある人への正しい理解が得られるよう、地域に向けた啓発活動を行います。
- 障害者差別解消条例の制定について検討を行います。

コラム　福祉教育

子どもの頃から、福祉の心を育むことを目的に、学校と社会福祉協議会が連携して行っています。車いす体験や高齢者疑似体験をはじめ、中学校では「認知症サポーター養成講座」を開催するなど、幅広く展開しています。

▲福祉を学ぶきっかけに

コラム　認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の人とその家族・地域住民・専門職など、誰もが気軽に集まれる地域の集いの場です。身近な所で認知症にふれるきっかけとして、地域で広がりを見せています。

▲気軽に集える場所で認知症にふれる

（２） 地域活動を支える担い手の育成

具体的な取組み

- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 地域福祉活動を担う人材の育成

本人や家族が取り組むこと

- 自治区での活動や民生委員・児童委員の活動に理解を深め、その活動に協力します。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 自治区と民生委員・児童委員の連携を強化し、見守りや支えあいの活動を行います。
- 自分たちが暮らしたい地域を考え、住民が助けあいに参加しやすい情報提供や雰囲気づくりに努めます。

事業者が取り組むこと

- 社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進します。
- 地域で活動する人材の育成のため、専門的な知識や技能を活かし、支援します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 民生委員児童委員協議会の事務局として、各委員との連携を深め、その取組みを支援します。
- 地域福祉に関する研修会や講座を開催し、人材育成に取り組みます。

町（行政）が取り組むこと

- 地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 各種講座などを行い、地域福祉活動を担う人材やコーディネート人材などの育成を行います。

コラム　民生委員・児童委員

各自治区に１～５人いる民生委員・児童委員は、岡垣町民生委員児童委員協議会に所属し、高齢者や障害のある人の見守り活動、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、生活上の悩みなどについて地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする人と行政や関係機関をつなぐパイプ役を担っています。

▲地道な活動が信頼関係に

（３） ボランティア活動の推進

具体的な取組み
- ボランティアの育成、支援
- ボランティアセンターの充実
- ボランティアポイント制度の推進

本人や家族が取り組むこと

- ボランティア活動に興味を持ち、できることから、できる範囲で、積極的に参加します。
- ボランティアに関する講座や研修会などに積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 地域の中で、ボランティアに関する情報を積極的に伝え、参加できる機会を増やします。
- 地域で活動するボランティア団体間で連携します。

事業者が取り組むこと

- 従業員がボランティア活動に参加しやすい職場環境をつくります。
- 人材やノウハウなどを提供し、ボランティアの育成を支援します。
- 福祉ボランティアポイント制度の受入機関に登録し、ボランティアを積極的に受け入れ、活動場所を提供します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域ニーズに基づき、必要な機能型ボランティアを養成し、その取組みを支援します。
- 福祉ボランティアポイント制度の登録者、受入機関ともに、さらにボランティアの輪が拡がるよう、周知、啓発を図ります。

町（行政）が取り組むこと

- ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報を発信し、新たなボランティアの育成やボランティアに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 総合ボランティアポイント制度について検討します。

コラム　福祉ボランティアポイント制度

町や社会福祉協議会が催す事業や町内の福祉施設でボランティア活動を行うと、活動時間に応じてポイントを受け取ることができ、そのポイントを商品券や町の特産品と交換できる制度です。子どもから大人まで 500 人以上が登録しています。

▲ボランティア活動への感謝の気持ちを込めて

３　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
福祉ボランティア団体の会員数	723 人	800 人
認知症サポーター※数	1,531 人	3,600 人
【住民意識調査】隣近所で困っている人がいるときの対応で「積極的に手助けをする」「頼まれたら可能な範囲で手助けをする」人の割合	60.0%	66.0%
【住民意識調査】ボランティア活動について「現在、参加している」人の割合	13.5%	33.0%

【基本目標３】地域でともに生きる 環境づくり

１　現状と課題

- 平成 24 年度に地域包括支援センターが町に設置され、地域包括ケアシステム※の構築に向け、中核的な役割を担っています。
- 各中学校区にある高齢者・障害者相談センターが、高齢者や障害のある人、その家族などからの幅広い相談に対応しています。
- 住民意識調査では困ったときの相談相手は家族・親族がほとんどを占めています。相談先が分からない、相談する人がいないと回答した人もおり、福祉に関する相談窓口の浸透不足が課題となっています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の支援力が低下する中、分野ごとの制度だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯が増加しています。制度の対象とならず制度の狭間にある人への対策も求められています。
- 広報おかがきなどを通して、情報発信に努めてきましたが、住民意識調査では約４割の人が必要な福祉サービスの情報を入手できていないと回答しています。情報把握や情報提供が十分に行われていないことが課題となっています。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織ですが、住民意識調査では、「よく知っている」と回答した人は２割足らずで、役割や活動内容が十分に認知されていない状況です。
- 共同募金は、全国的に募金額が減少する中、岡垣町では目標額を上回る寄付が寄せられています。地域福祉を支える貴重な財源の一つとして、地域からの募金を安定的に確保する工夫が必要です。
- 町内には空き家になる可能性が高い家屋が約 400 戸あります。地域の活動拠点として活用できるか検討する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は上昇している状況です。運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保などが求められています。
- それぞれの地域の特性を活かし、地域の福祉課題の解決を図っていくためには、地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つけ、活用すべき地域資源や社会資源を見つけるという視点も必要です。

2　今後の取組み

（１）　きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実

具体的な取組み
- 相談支援体制の充実
- 広報広聴機能の強化

本人や家族が取り組むこと

- 困りごとを抱え込まず「助けられ上手」になるとともに、逆の立場で相談相手にもなります。
- 日頃から、町や社会福祉協議会、事業者などが発信している福祉に関する情報の収集に努めます。

地域が取り組むこと

- 住民の困りごとや悩みごとに耳を傾け、地域でできること・できないことを整理して関係機関につなぎます。
- 地域情報伝達無線システム「でんたつくん」や回覧板を利用して、地域の住民に情報が伝わるよう工夫します。

事業者が取り組むこと

- 住民の福祉課題の相談に応じ、複数の課題を抱える人については関係機関と連携して支援します。
- 福祉サービスの情報を広く地域に発信します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 総合福祉相談窓口を中心に、他職種・他機関と連携して困りごとの解決を図ります。
- 全国の先進事例や町内での優れた取組みを把握し、社協だよりやホームページを活用した情報発信に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 年齢にかかわらず、すべての人を対象とした包括的な相談支援体制の構築を検討します。
- 広報おかがきやホームページ、地域情報伝達無線システム「でんたつくん」など様々な媒体を活用し、情報を積極的に発信します。
- インフォーマルサービス※を含めた地域資源や社会資源を見つけるという視点を持ち、必要な情報の収集に努めます。

※

（２） 福祉サービスの充実と基盤の整備

具体的な取組み

- いこいの里の運営
- 地域福祉を支える財源などの確保
- 各種福祉関連計画に掲げたサービスの提供

本人や家族が取り組むこと

- 共同募金運動などに積極的に協力します。
  適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択します。

地域が取り組むこと

- 公的なサービスで対応できないことを、地域の支えあいや助けあいでできることに取り組みます。

事業者が取り組むこと

- 共同募金運動などに積極的に協力します。
- 従業員の研修やサービス評価の実施などにより、サービスの質の向上を図ります。

コラム　共同募金

赤い羽根が目印の共同募金は、自治区の協力による戸別募金をはじめ、法人募金や街頭募金などで成り立っています。寄せられた募金の約８割が町の地域福祉活動に、残りは県内の福祉施設や災害等準備金などに活用されます。

【共同募金の活用例】

- 中学生ヘルメット購入補助
- 特別支援学級補助
- 送迎サービス事業
- 母子寡婦福祉会活動補助
- 社協だより発行　など

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 共同募金運動を推進し、地域福祉のために積極的に活用します。
- 従来の分野では対応できない地域の問題や、制度の狭間にある複雑な課題に対し、地域での有償サービスなどを含めた福祉サービスの開発に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 町の保健福祉の拠点施設である、いこいの里が幅広く利用できるよう、効果的・効率的な運営を行います。
- 国などの補助事業などを活用し、地域福祉を推進するための財源確保に努めます。
- 各個別計画（高齢者福祉計画、障害のある人のための基本計画、障害のある人のための福祉計画、障害のある児童のための福祉計画、エンゼルプラン、子ども・子育て支援事業計画）に基づき、福祉サービスの充実に努めます。

コラム　配食サービス事業

配食サービス事業は、高齢や障害などにより、調理や買い物が困難な方を対象に、週５回（火～土曜）１食 300 円で夕食のお弁当を届ける事業です。事業の運営において、お弁当の調理をはじめ、お弁当に添える挿絵、自宅などへの配達それぞれにボランティア団体が活躍していることが大きな特徴です。

▲３つのボランティアが事業を支える

（３） 人にやさしい生活環境づくり

具体的な取組み

- 地域福祉の活動拠点づくり
- 移動手段の確保
- ユニバーサルデザイン※の推進と啓発

本人や家族が取り組むこと

- 積極的に公共交通機関を利用します。
- 杖や車椅子を利用する人などの移動の妨げになる違法駐車や駐輪をしないよう心がけます。

地域が取り組むこと

- 自治公民館や空き家、事業者などを活用した交流拠点づくりに取り組み、活発な地域活動を行います。
- 移動が困難な人に対して、「ついでに買い物」など、地域での助けあいに取り組みます。

事業者が取り組むこと

- 移動手段の確保など地域課題の解決に向け、場所や車両の提供などの地域貢献活動に取り組みます。
- サービス利用者が安全に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン※の視点で助言などを行います。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 自治公民館や空き家などを活用した「居場所づくり」を積極的に支援します。
- 地域での有償サービスや、地域と事業者の連携による新たな移動支援サービスの取組みを検討し、支援します。

町（行政）が取り組むこと

- 自治公民館活動を支援するとともに、空き家などを活用した地域の交流拠点づくりを支援します。
- 公共交通機関の利用促進を図り、その他の移動手段の確保について検討を行います。
- 子どもから大人まで誰もが安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。

３　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
いこいの里利用者数	108,843 人	115,000 人
【住民意識調査】 必要な福祉サービスの情報を 「十分入手できている」 「ある程度入手できている」人の割合	42.0%	50.0%
【住民意識調査】 社会福祉協議会について 「よく知っている」人の割合	18.9%	25.0%
【施設アンケート調査】 社会（地域）貢献活動を行っている事業所の割合	56.6%	66.0%

【基本目標４】誰もが安心して暮らせる まちづくり

１　現状と課題

- 平成 27 年３月に避難行動要支援者避難支援プラン全体計画をつくり、災害時に自力で避難することが難しいと思われる人の支援に努めてきました。しかし、住民意識調査では制度の認知度は１割未満にとどまっており、制度が浸透していないことが課題となっています。
- 施設アンケート調査結果では、被災者の受入や人材の派遣など施設側に協力の意向があることが分かります。町の考え方を整理し、福祉避難所の指定も含め、災害時における協力の仕組みづくりに向け協議をしていく必要があります。
- 県の自立相談支援機関と連携し､生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。町は住民に最も身近な自治体として、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されています。
- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業などの生活困窮者支援を行っていますが、複合的な課題を抱えている場合も多く、多職種・他機関、地域との連携が求められています。
- ひとり暮らし高齢者や所得の低い世帯などは、賃貸住宅への入居を希望しても、孤独死や家賃滞納のリスクなどから入居を断られるケースが見受けられます。
- 平成 28 年 12 月に､「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止に向けた取組みが求められています。
- 高齢化に伴い、認知症高齢者などの増加が見込まれ、成年後見の担い手として、市民後見人※の養成や法人後見などを検討する必要があります。
- 平成 28 年５月に､「成年後見制度※利用促進法」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。今後、町としての対応を検討していく必要があります。
- 社会福祉協議会では、認知症などで判断能力が不十分な人の金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業※を実施しており、利用者が年々増えている状況です。
- 子どもや高齢者、障害のある人への虐待やＤＶ※などが大きな社会問題となっています。虐待は問題が複雑かつ多様化しており、早期に発見し、対応できるように関係機関などとの連携を強化する必要があります。

2　今後の取組み

（１）災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり

具体的な取組み

- 避難行動要支援者支援体制の確立
- 自主防災組織※の育成
- 災害ボランティアセンターの設置
- 福祉避難所の整備

本人や家族が取り組むこと

- 災害時の避難などに不安を感じたら避難行動要支援者制度※に登録し、元気なうちは支援員として協力します。
- 災害に備え、食料などの備蓄や避難場所の確認などに努め、地域の防災訓練などに積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- 災害時に支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者制度※の支援員の調整を行います。
- 自主防災組織※をつくり、防災訓練などを行います。
- 避難所などでは、高齢者や障害のある人など、誰もが安心して過ごすことができるよう、それぞれの特性に配慮します。

事業者が取り組むこと

- 災害に備え、食料などの備蓄の確保や避難訓練などを行います。
- 地域の防災訓練に参加するなど、地域での助けあい活動に協力します。
- 福祉施設は、その機能を活かして福祉避難所の開設や人材の派遣、資機材の提供に協力します。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 町と連携して災害ボランティアセンターの設置や運営訓練を実施するとともに、他市町村社会福祉協議会との広域的な連携を図ります。
- 福祉的な配慮が必要な場合は福祉避難所を設置し、適切に運営します。

町（行政）が取り組むこと

- 避難行動要支援者制度※の周知を行い、避難支援が必要な人の登録と支援体制の整備を進めます。
- 住民の防災意識を高め、地域の自主的な防災組織の設立を支援します。
- 福祉事業者などの協力のもと、災害時に配慮が必要な人のための福祉避難所の充実を図ります。

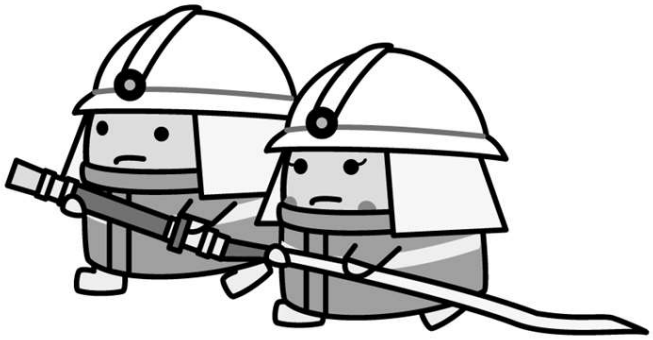

（２） 自立を支えるための支援

具体的な取組み

- 生活に困窮した人の自立支援
- 更生保護活動の支援

本人や家族が取り組むこと

- 生活に困ったら、困窮する前に、早めに相談します。
- 更生保護募金に協力します。

地域が取り組むこと

- 日頃の見守り活動などを通じて生活に困窮している人の発見に努め、関係機関につなぎます。
- 母子寡婦福祉会が行っている学習支援事業を継続して実施します。

事業者が取り組むこと

- 関係機関や地域などと連携し、生活困窮者支援のネットワークづくりへの参加に努めます。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- ふくおかライフレスキュー事業※に参加し、生活困窮者の自立を支援するネットワークをつくります。
- 福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を通じて、生活困窮の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 自立相談支援事業所などと連携し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関のネットワークづくりに努めます。
- 生活に困窮する人などへの住宅の確保に向けた支援を検討します。
- ひとり親家庭の学習支援事業などを行っている母子寡婦福祉会の活動を支援します。
- 再犯防止に向け、保護司の活動を支援するとともに、社会を明るくする運動を推進します。
- 再犯防止推進計画の策定について、検討します。

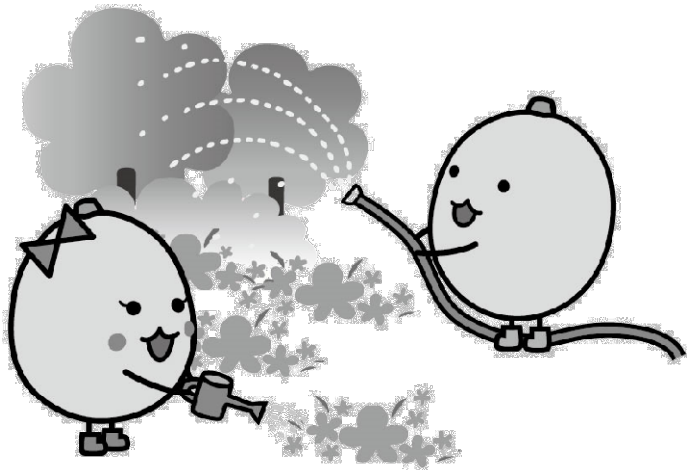

（３） 権利擁護※を必要とする人への支援

具体的な取組み

- 成年後見制度※の普及と利用促進
- 金銭管理に不安を抱える人への支援
- 死後事務の支援
- 虐待や DV※被害の防止対策

本人や家族が取り組むこと

- 金銭管理や死後のことに不安を感じたら、社会福祉協議会などの関係機関に相談します。
- 虐待やＤＶ※の被害を受けているのではと気づいたら、すぐに相談や通告を行います。

地域が取り組むこと

- 地域で高齢者や障害のある人、子どもなどを見守り、虐待が疑われるなど異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関などに相談します。

事業者が取り組むこと

- 金銭管理などに不安を感じる利用者がいたら、成年後見制度※などの活用につなぎます。
- 施設や訪問先における虐待防止に向けた取組みの徹底を図ります。

町社会福祉協議会が取り組むこと

- 身寄りのない高齢者などの権利擁護※のため、法人後見事業に取り組むことについて検討を行います。
- 福岡県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業※を通して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。
- ずっと安心プラン事業※（葬儀・納骨・残存家財処分などの死後事務委任）の充実に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 成年後見制度※の普及・啓発を図り、利用促進計画の策定を検討します。
- 庁内の連携体制を強化し、関係機関と連携した権利擁護※に努めます。
- 地域や関係機関と連携し、虐待の防止や早期発見、早期解決に取り組みます。

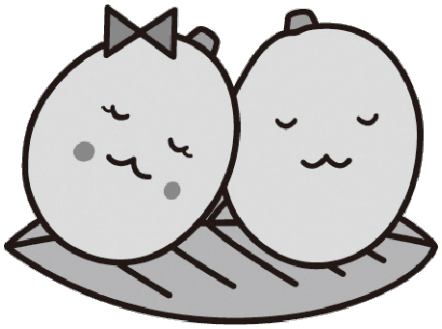

３　評価指標と目標

評価指標	現状	目標
	2016 年度	2023 年度
自立相談支援事務所の相談件数	50 件	80 件
避難行動要支援者制度※登録者のうち、支援員がいる人の割合	39.3%	50.0%
福祉避難所数	１箇所	６箇所
【住民意識調査】防災に対する取組みについて、「最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」人の割合	63.1%	80.0%

計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策	具体的な取組み
みんながつながる〝お互いさま〟の地域（まち）づくり	お互いに支えあうつながりづくり	お互いさま命のネットワークの強化	お互いさま命のネットワークの推進 自治区の加入促進
		ふれあい交流活動の充実	ふれあいサロンの推進 ふれあい交流事業の充実 世代間交流の充実
		地域の多様な支えあいの促進	地域コミュニティ活動の推進 生活支援体制の構築 地域での健康づくり・介護予防活動の推進 分野を超えた連携の推進
	地域福祉を支えるひとづくり	福祉のこころを育む意識の醸成と啓発	地域と学校の連携体制の推進 福祉教育の推進 認知症への理解の促進 障害のある人への差別解消の推進
		地域活動を支える担い手の育成	民生委員・児童委員の活動への支援 地域福祉活動を担う人材の育成
		ボランティア活動の推進	ボランティアの育成、支援 ボランティアセンターの充実 ボランティアポイント制度の推進
	地域でともに生きる環境づくり	きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実	相談支援体制の充実 広報広聴機能の強化
		福祉サービスの充実と基盤の整備	いこいの里の運営 地域福祉を支える財源などの確保 各種福祉関連計画に掲げたサービスの提供
		人にやさしい生活環境づくり	地域福祉の活動拠点づくり 移動手段の確保 ユニバーサルデザインの推進と啓発
	誰もが安心して暮らせるまちづくり	災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり	避難行動要支援者支援体制の確立 自主防災組織の育成 災害ボランティアセンターの設置 福祉避難所の整備
		自立を支えるための支援	生活に困窮した人の自立支援 更生保護活動の支援
		権利擁護を必要とする人への支援	成年後見制度の普及と利用促進 金銭管理に不安を抱える人への支援 死後事務の支援 虐待やＤＶ被害の防止対策